

別表1 神戸市を除く県内に設置・市内在住者利用の場合

基 準 額	対象経費
1. 管理費 $\frac{5,313,600 \text{ 円} \times \text{開設月数}}{12} \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$	事業を実施するために必要な次の経費
2. 事業費 $8,330 \text{ 円} \times \text{月利用延人員 (月 20 人以内} \times \text{開所月数)} \times \frac{\text{西宮市在住者月利用延人員}}{\text{月利用延人員}}$	報酬、給料、職員手当等 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）
3. 交通費補助 高額の交通費負担をしている通所者を対象 $(\text{月額交通費自己負担額} - 8,000 \text{ 円}) \div 2$ ※保護者等による送迎（施設等による送迎は対象外）の場合は、別記基準額を参照	役務費（通信運搬費等） 委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、通所者交通費
4. 施設維持費 月額上限 70,000 円 × 開設月数 ただし、市外設置を除く	

※1 月利用延人員とは、各月の利用人員を合計した数をいう。

※2 作業所の利用人員とは、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。

※3 利用者が、複数の地域活動支援センターまたは小規模作業所に通っている場合、補助対象事業所間で利用割合に応じて補助額を案分する。

別表2 神戸市内又は県外に設置・市内在住者利用の場合

基準額	対象経費
<p>1. 事業費 96,890 円×西宮市在住者月利用延人員</p> <p>2. 交通費補助 高額の交通費負担をしている通所者を対象 (月額交通費自己負担額－8,000 円) ÷ 2 ※保護者等による送迎(施設等による送迎は対象外)の場合 は、別記基準額を参照</p>	<p>事業を実施するために必要な 次の経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等 共済費、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、印 刷製本費、光熱水費、修繕費) 役務費(通信運搬費等) 委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費、通所者交通費</p>

※1 月利用延人員とは、各月の利用人員を合計した数をいう。

※2 作業所の利用人員とは、月平均5日以上又は年間60日以上利用している者を対象とする。

※3 利用者が、複数の地域活動支援センターまたは小規模作業所に通っている場合、補助対象事業所間で利用割合に応じて補助額を案分する。

別 記

区 分		基準額 (月額)
片 道	2 km 以上 6 km 未満	4,100 円
	6 km 以上 10 km 未満	4,900 円
	10 km 以上 14 km 未満	6,700 円
	14 km 以上 18 km 未満	8,900 円
	18 km 以上 22 km 未満	11,300 円
	22 km 以上 26 km 未満	13,700 円
	26 km 以上 30 km 未満	15,800 円
	30 km 以上 34 km 未満	17,800 円
	34 km 以上 38 km 未満	19,800 円
	38 km 以上 42 km 未満	21,900 円
	42 km 以上 46 km 未満	24,200 円
	46 km 以上 50 km 未満	26,600 円
	50 km 以上 54 km 未満	29,000 円
	54 km 以上 58 km 未満	31,400 円
	58 km 以上 62 km 未満	33,800 円
	62 km 以上 66 km 未満	36,200 円
	66 km 以上 70 km 未満	38,600 円
	70 km 以上 74 km 未満	41,000 円
	74 km 以上 78 km 未満	43,400 円
	78 km 以上 82 km 未満	45,800 円
	82 km 以上 86 km 未満	47,000 円
	86 km 以上	47,000 円に 86 km を超える部分が 4 km に達するごとに 1,200 円を加算した額 (その額が 55,000 円を超えるときは 55,000 円)